

森町小中学校跡地利活用方針

令和4年9月1日

1 趣旨

令和2年4月及び令和3年4月の町内中学校、小学校の統合に伴い、空き校舎となった3つの小中学校施設及び跡地の利活用方法を検討するため「森町小中学校跡地利活用検討委員会」を立ち上げ、地域と立地の現況に相応しい利活用の方向性をとりまとめました。町として小中学校跡地施設等の利活用について円滑な事務手続を進めるための方針を定めます。

2 対象施設

本方針では、下記の学校施設等を対象とします。

- (1) 泉陽中学校跡地 校舎、体育館、グラウンド及びプール
- (2) 三倉小学校跡地 校舎、体育館、グラウンド及びプール
- (3) 天方小学校跡地 校舎、体育館、グラウンド及びプール

3 基本的な方針

基本的な方針は以下のとおりですが、民間からの利活用提案がより地域の活性化に寄与すると見込まれる場合は、柔軟に対応することとします。

①泉陽中学校跡地

- ・民間による利活用を基本として、校舎、体育館、グラウンド及びプールを一括して活用できるところに売却・貸付を優先します。
- ・教育の振興、福祉の向上、産業振興に資する利活用を目的とします。

②三倉小学校跡地

- ・民間による利活用を基本として、校舎、体育館、グラウンド及びプールを一括して活用できるところに売却・貸付を優先します。
- ・観光振興(特にアウトドア)に資する利活用を目的とします。

③天方小学校跡地

- ・行政と民間による利活用を基本として、校舎、体育館、グラウンド及びプールを目的に応じて売却・貸付をします。
- ・行政では地域の複合施設として共同利用し、残った部分は、民間による産業振興、移住定住に資する利活用を目的とします。

4 方針の留意事項

- ・売却に当たっては、現状有姿を基本としますが、土地及び建物の現状や相手先の利用目的に応じてその都度判断します。

- ・土地・建物を貸付する場合は、有償を前提とし、借主が跡地施設等の適正な管理及び維持修繕等を行い、これらについて町の費用負担を伴わないことを基本とします。ただし、目的に応じてその都度判断することとします。
- ・売却・貸付であっても、現在の避難所としての機能を損なわない限り、地域の避難所として引き続き利用できるよう協議することとします。ただし、協議の結果、避難所として利用できなくなる場合は、町は新たに地域の避難所を指定します。

5 今後のスケジュール等

(1) サウンディング型市場調査の実施

サウンディング型市場調査を実施することにより、民間事業者等の対話を通じて、各跡地の市場性、利活用の可能性等を明らかにしていきます。

(2) 事業者募集の実施

町のホームページを始めとする各種メディアを活用し、広く、跡地利活用に係る事業者を募集します。

(3) 地域説明会の実施

候補事業者が決まったら、地域説明会を実施し、利活用方法について情報共有を図り、地域への影響等について説明をします。

(4) 財産の変更

営利事業に対する貸付等に対応するため、令和5年度末を目安に行政財産から普通財産に変更します。

(5) 跡地利活用の意向がない場合

(2)の募集を開始してから、概ね20年が経過しても跡地利活用が見込めない場合は、本方針に基づく手続を終了し、建物の解体など必要な措置を行うこととします。ただし、老朽化等により危険性があると判断した場合は、早期の解体についても検討することとします。

(6) 方針の見直し

跡地利活用の進捗状況を踏まえ、5年ごとにこの方針を見直すこととします。

令和5年度 森町小中学校跡地利活用事業公募型
プロポーザル募集における取り扱いについて

令和5年度募集にあたり、以下の点について、補足説明がありますのでご確認ください。

3 基本的な方針

③天方小学校跡地

方針では、「行政と民間による利活用を基本」と記載していますが、令和5年度募集にあたっては、他の学校跡地と同様に「民間による利活用を基本」とします。

4 方針の留意事項 について

令和5年度募集にあたっては、土地・建物は貸付のみとします。